

**地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた
広島県アクションプラン**

令和8（2026）年度～10（2028）年度

**令和8（2026）年3月
ひろしま多文化共生連絡協議会
（地域日本語教育総合調整会議）**

目 次

第 1	はじめに	・ ・ ・ 1
1	趣旨	・ ・ ・ 1
2	対象範囲	・ ・ ・ 1
3	策定主体	・ ・ ・ 1
4	対象期間	・ ・ ・ 1
第 2	広島県内の地域日本語教育を取り巻く現状と課題	・ ・ ・ 2
1	在住外国人の推移	・ ・ ・ 2
2	在住外国人に対する地域日本語教育の現状・課題	・ ・ 4
第 3	これまでの取組結果	・ ・ 6
第 4	広島県の地域日本語教育の推進体制	・ ・ ・ 7
1	ひろしま多文化共生連絡協議会(地域日本語教育総合調整会議)の開催	・ ・ ・ 7
2	県、市町、(公財)ひろしま国際センターの役割分担	・ ・ ・ 7
第 5	今後の取組	・ ・ ・ 10
1	県の取組	・ ・ ・ 10
2	市町の取組	・ ・ ・ 11
3	(公財)ひろしま国際センターの取組	・ ・ ・ 12

第1 はじめに

1 趣 旨

県内の在住外国人は年々増加傾向にあり、令和7年6月時点の人数が過去最高の約7万人に迫る中、外国人*が孤立することなく地域社会の一員として、安心して生活できるための環境整備を推進することが必要である。

本協議会では、「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、県及び市町が連携して取り組むべき方針として「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた広島県アクションプラン」をこれまで2回（対象期間：令和3～5年度・6～7年度）策定し、アクションプランに基づき、地域に在住する外国人が、日本語を学ぶことができ、また、孤立することなく地域社会に参加できる環境を整備するため、関係機関が連携して、地域コミュニティ拠点としての地域日本語教室の拡充に取り組んできたところである。

令和7年度がアクションプランの終了年度となることから、令和8年度以降の、県及び市町が連携して引き続き取り組むべき方針となる新たなアクションプランを策定する。

* 外国籍に限らず、日本語が母語でないなど、広く外国にルーツを持つ人々が対象

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）】（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、（法の）基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する

（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、（国の）基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする

（地方公共団体の施策）

第26条 地方公共団体は、（略）国の施策を勘案し、その地域公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする

2 対象範囲

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定、令和7年9月5日改定）オ 地域における日本語教育」及び文部科学省事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業等）における対象範囲とし、県と市町*が連携して取り組むべきアクションプランとする。

* 広島市は推進計画を別途策定済

【日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

（令和2年6月23日閣議決定、令和7年9月5日改定）】（抜粋）

オ 地域における日本語教育

各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を推進する

- ① 日本語を学習する機会を提供すること
 - ② 一定水準の学習内容を示すこと
 - ③ 日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること
 - ④ 学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ること
- その際、オンラインによる教育の提供等、多様な手段を含めて学習機会の確保について検討

3 策定主体

ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）

4 対象期間

令和8（2026）年度～令和10（2028）年度

第2 広島県内の地域日本語教育を取り巻く現状と課題

1 在住外国人数の推移

～年々増加する在住外国人数、令和7年は過去最高に～

① 在住外国人数

- 広島県内には、令和7年6月末現在で69,897人の在住外国人が生活している（全国15位）。
- 平成20年の42,226人をピークに年々減少傾向にあったものの、その後増加傾向に転じ、この10年で約1.5倍に増加、令和元年には過去最高の人数を記録した。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限等で一時減少したが、令和5年になり、過去最高の人数を記録して以降、毎年増加の一途をたどっている。

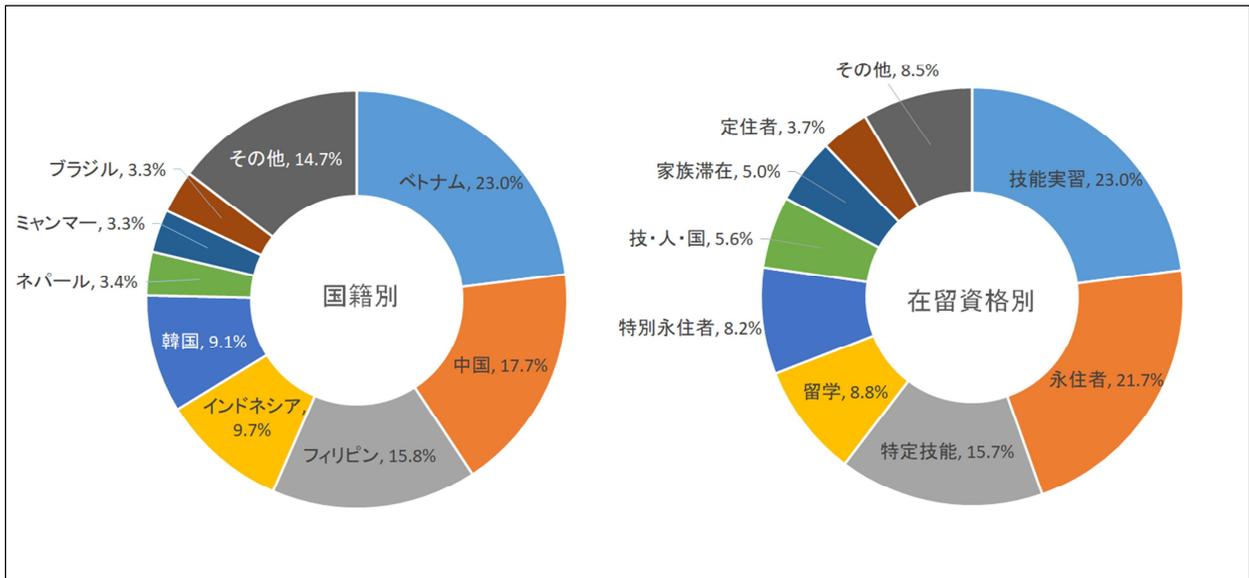
（各年12月末現在・令和7年は6月末現在、単位：人）

年度	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
人数	42,899	46,047	49,068	52,134	56,898	55,782	50,605	56,068	62,363	67,837	69,897
対前年比増減	3,057	3,148	3,021	3,066	4,764	△1,116	△5,177	5,463	6,295	5,774	2,060

- 県内では、中小企業を中心に、人手不足に直面しており、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率（R6年度平均）は、1.22倍（全国1.02倍）
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27以降急激に増加し19,369人（R7.10末時点、広島労働局調べ）に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所（7,121中4,442事業所）、100人未満を含めると8割（7,121中5,715事業所）に達する（R7.10末時点、同）。

② 国籍・在留資格

- 令和7年（6月末）の国籍別人口は、ベトナム（16,110人・23.0%）、中国（12,367人・17.7%）、フィリピン（11,023人・15.8%）、インドネシア（6,789人・9.7%）、韓国（6,361人・9.1%）の順となっており、令和7年からは、インドネシア国籍の人数が韓国籍を上回っている。
- 令和7年（6月末）の在留資格別人口は、技能実習（16,044人・23.0%）、永住者（15,145人・21.7%）、特定技能（10,96人・15.7%）、留学（6,121人・8.8%）、特別永住者（5,731人・8.2%）の順となっている。



2 在住外国人に対する地域日本語教室の現状・課題

＜広島県における「地域日本語教室」の位置づけ＞

広島県においては、地域の日本語教室は、地域の多文化共生の拠点という身近な社会教育の場として、重要な役割を担うとともに、地域の外国人が、日本語学習のみならず、地域の様々な生活情報を得ることができ、また、困りごとがあった時に相談できる、地域住民とのコミュニティ拠点として位置付けている。

～ボランティアに支えられる地域日本語教室、地域日本語教室空白地域も依然存在、運営予算・専門家・ボランティアが不足～

(1) 現状

① 県内の地域日本語教室

- 広島県の「国際化関係資料（令和7年）」によると、県内には、約90の地域日本語教室があり、市町や国際交流協会、市民活動団体などが中心となって、地域の外国人に日本語教育が行われている。
- 令和元年度に広島県が実施した「地域日本語教室空白地域に関する市町アンケート調査」では、県内の地域日本語教室の空白地域*は、少なくとも9市町31地域であった。令和5年度の再調査では、教室の新規開設や空白地域範囲の変更により、空白地域数は減少したが、少なくとも9市町17地域の空白地域があった。その後、新たに6地域の教室が開設したため、現在は7市町11地域が空白地域となっている。このことから、地域日本語教室への参加を希望するものの、機会を得られていない、もしくは、費用や時間をかけて遠距離の教室に通っている外国人が一定程度存在する。

* 空白地域の範囲の捉え方は、市町の実態に応じて、旧市町村区域、中学校区（生活圏域）等と様々ある。

② 日本語教育実施機関・人材

- 国の「令和6年度日本語教育実態調査」によると、県では、日本語教育実施機関・施設等の数は、令和2年度（71機関）をピークに減少傾向にあったが、令和6年度は76機関にまで回復している。また、市町へのヒアリングによると、地域日本語教室を支えるボランティアについては、高齢化や転居等により、新たなボランティアの確保が困難となっている。地域日本語教育コーディネーターについては、平成29年度に配置機関数・実数とも過去最高（9機関・14人）を記録して以降、配置機関数は減少、コーディネーター数は横ばいとなっている（5機関・13人）。
- 県内の多くの地域日本語教室は、多くのボランティアによって支えられており、また、多様化する外国人等のニーズに対応しなければならない状況である。

地域日本語教育コーディネーター：地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成や日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる者（文部科学省資料から抜粋）

③ 外国人の日本語学習への意識

- 在住外国人に対して本県が実施した「令和7年度外国人生活環境調査」では、日常生活で困っていることは地域の人とコミュニケーションが取れない（32.5%）という回答が一番多かった一方、外国人の日本語学習意欲は、94.6%と非常に高い。また、上記調査において、地域の日本語教室で学んでいるという回答は全体の17.4%である。
- 外国人の増加に伴い在留資格や言語・文化等背景の多様化も進み、日本語の学習を希望する外国人が必要とする日本語は一様ではなく、外国人の日本語学習の意欲にも差があると言われている。
- 今後も外国人の増加が見込まれ、十分な日本語学習の機会を得られない人も増加することが予想されるとともに、現在空白地域とみなされていない地域であっても、外国人の増加により、新たな空白地域となる可能性がある。

（2）課題

- ① 地域日本語教室の所在する多くの市町から、日本語学習を希望する外国人が増加する中、日本語学習支援者や運営補助者が不足しているほか、運営予算が十分でないという課題が提起されており、オンライン等も含めた多様な手法による学習機会の提供が必要となっている。
- ② 地域に在住する外国人が、日本語を学ぶことができ、また、孤立することなく地域社会に参加できる環境を整備するためには、地域日本語教室が、地域の外国人にとって身近な社会教育の場として、日本語学習のみならず、地域住民との多様な交流の機会を得られ、参加者がともに学べる地域のコミュニティ拠点としての役割を果たしていく必要がある。
- ③ 地域日本語教室がこの役割を果たすためには、市町や国際交流協会、地域住民、企業等における教室の設置目的や理念等の共有が必要であり、関係者間の橋渡し

や調整を行うための専門的見地を持つ地域日本語教育コーディネーターやその役割を果たせる人材が関わる必要がある。

- ④ このため、地方公共団体としては、予算面や運営支援者等確保の観点から積極的に教室の運営等を支えるとともに、地域日本語教育コーディネーターの派遣・養成や、空白地域における新たな地域日本語教室の開設など、地域コミュニティ拠点としての場の提供に努める必要がある。

第3 これまでの取組結果

これまで2回にわたり、アクションプラン（対象期間：令和3年度～令和5年度・令和6年度～7年度）を策定し、国の「地域日本語教育の総合的な推進体制づくり」補助事業を活用して、県、市町及び（公財）ひろしま国際センターが連携して、地域日本語教室の拡充に向けた取組を次のとおり実施し、教室運営の向上や学習支援者等の確保、空白地域の減少に繋げている。

○ 地域日本語教育総合調整会議の実施

「ひろしま多文化共生連絡協議会」において、「地域日本語教育総合調整会議」を年2回開催し、情報や課題の共有、国や県・市町・関係機関との連携強化を行い、取組の促進を図っている。

○ 総括コーディネーター1名の配置

（公財）ひろしま国際センターに、地域日本語教育に係る専門知識を有する総括コーディネーターを配置し、ボランティア、市町職員を対象とした研修等を実施するとともに、地域日本語教室の新規開設や運営向上に向け、市町に対する助言、地域日本語教育コーディネーターの養成等を行っている。

○ 地域日本語教育コーディネーターの配置、育成

（公財）ひろしま国際センターにおいて、不足している地域日本語教育コーディネーター候補者の育成を行い（計7名）、うち1名は地域日本語教育コーディネーターとして令和5年度から配置され、市町に対する助言及び研修等の取組が行われている。

○ 日本語学習支援者養成研修等の開催

市町と連携し、地域日本語教室の運営に携わる日本語学習支援者の養成（10市町）や、住民等に対する地域日本語教室の重要性の理解促進（2市）を実施した。

○ 地域日本語教室の空白地域の解消

地域日本語教室の空白地域において、令和7年度末までに7市町13地域で新たに教室を開講した。

○ オンラインによる地域日本語教室の開催

令和7年度には、時間的・物理的に地域の日本語教室に通うことができない外国人や初めて日本語を学ぶ外国人の日本語学習機会の確保を図るため、試行的取組として、県によるオンライン地域日本語教室を開講した（入門コースと会話コースの計2コース、各2期）。

[各年度の市町取組状況]

事業名	R2	R3	R4	R5	R6	R7
日本語学習支援者養成研修	呉市 安芸高田市 海田町 北広島町	呉市 三次市 廿日市市 安芸高田市 海田町	呉市 三次市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 北広島町	呉市 三原市 三次市 廿日市市 海田町 北広島町	呉市 福山市 三次市 廿日市市 安芸高田市 海田町	呉市 福山市 三次市 廿日市市 安芸高田市 海田町
地域日本語教育理解研修会	廿日市市	—	廿日市市	廿日市市	福山市 廿日市市	福山市 廿日市市
地域日本語教室の開設	—	安芸高田市(3)* 北広島町(1)	三原市(2) 廿日市市(1)	廿日市市(1)	呉市(1) 尾道市(1) 三原市(1) 府中市(1)	尾道市(1)

* () 内は開設地域数

第4 広島県の地域日本語教育の推進体制

1 ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）の開催

- 本県においては、多文化共生社会づくりのため、各市町に外国人相談窓口及び日本語学習支援窓口を設置しているほか、県が事務局となり、各市町や国の関係機関等を構成員とする「ひろしま多文化共生連絡協議会」を設置している。
- 地域日本語教育については、県、市町、（公財）ひろしま国際センターが連携しながら進めていく必要があることから、引き続きこの協議会を活用して「地域日本語教育総合調整会議」を開催し、外国人のための日本語学習機会の提供を進めていくための方針や取組内容等を協議、決定する。

2 県、市町、（公財）ひろしま国際センターの役割分担

- 国が「地域における日本語教育の在り方について（報告）（令和4年11月）」において、国、都道府県、市区町村が担う役割分担の考え方を次のとおり整理した。

国	都道府県	市区町村
1 地域日本語を推進する中核人材の養成 2 日本語教育の重要性の広報・周知 3 日本語教育に対する財政支援、ノウハウの提供 ※1～3に係る予算の確保	1 域内の日本語教育の体制整備 2 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修 3 域内の日本語教育のニーズの把握 4 域内の日本語教育の活動内容の広報 ※1～4に係る予算や市町村に対する財政支援に係る予算の確保	1 日本語教育の実施 2 日本語学習支援者の育成 3 外国人等のニーズの把握 4 日本語教育に関する広報、住民の理解促進 ※1～4に係る予算の確保

【参考：「国の基本的な方針」（R2年決定）における国及び地方公共団体の責務】

・国

日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の質その他の措置を講じなければならない。
(以下略)

・地方公共団体

日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

- 上記の整理を踏まえ、県、市町、(公財)ひろしま国際センターで、次のような役割分担のもと、連携した事業を引き続き進めていく。

(県の役割)

- ① 市町や(公財)ひろしま国際センターと協働した、市町の地域日本語教室拡充に係る取組支援
- ② (公財)ひろしま国際センターにおける総括コーディネーターの配置及び地域日本語教育コーディネーターの確保・養成の支援
- ③ オンライン地域日本語教室の実施等を通じた、地域日本語教室に係るニーズ等の把握
- ④ 国との施策連携・調整、国への施策に関する要望、日本語教育機関等との連携
- ⑤ 県内の地域日本語教育活動内容の広報

(市町の役割)

- ① 県や(公財)ひろしま国際センター等と協働した、地域日本語教室の開設、運営(他団体への委託、NPO等が実施主体である場合の当該NPO等の活動支援を含む)
- ② 地域日本語教室の運営において中核となる人材の確保や日本語学習支援者等の確保・養成
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの将来的な確保
- ④ 地域の外国人等のニーズ等の把握
- ⑤ 住民への理解促進

((公財)ひろしま国際センターの役割)

(公財)ひろしま国際センター研修部の日本語講師チームは、これまでJICA研修員や留学生、地域の在住外国人等に対する日本語教育の提供、市町等からの依頼に応じた日本語教育に関する研修の実績やノウハウを数多く有している。

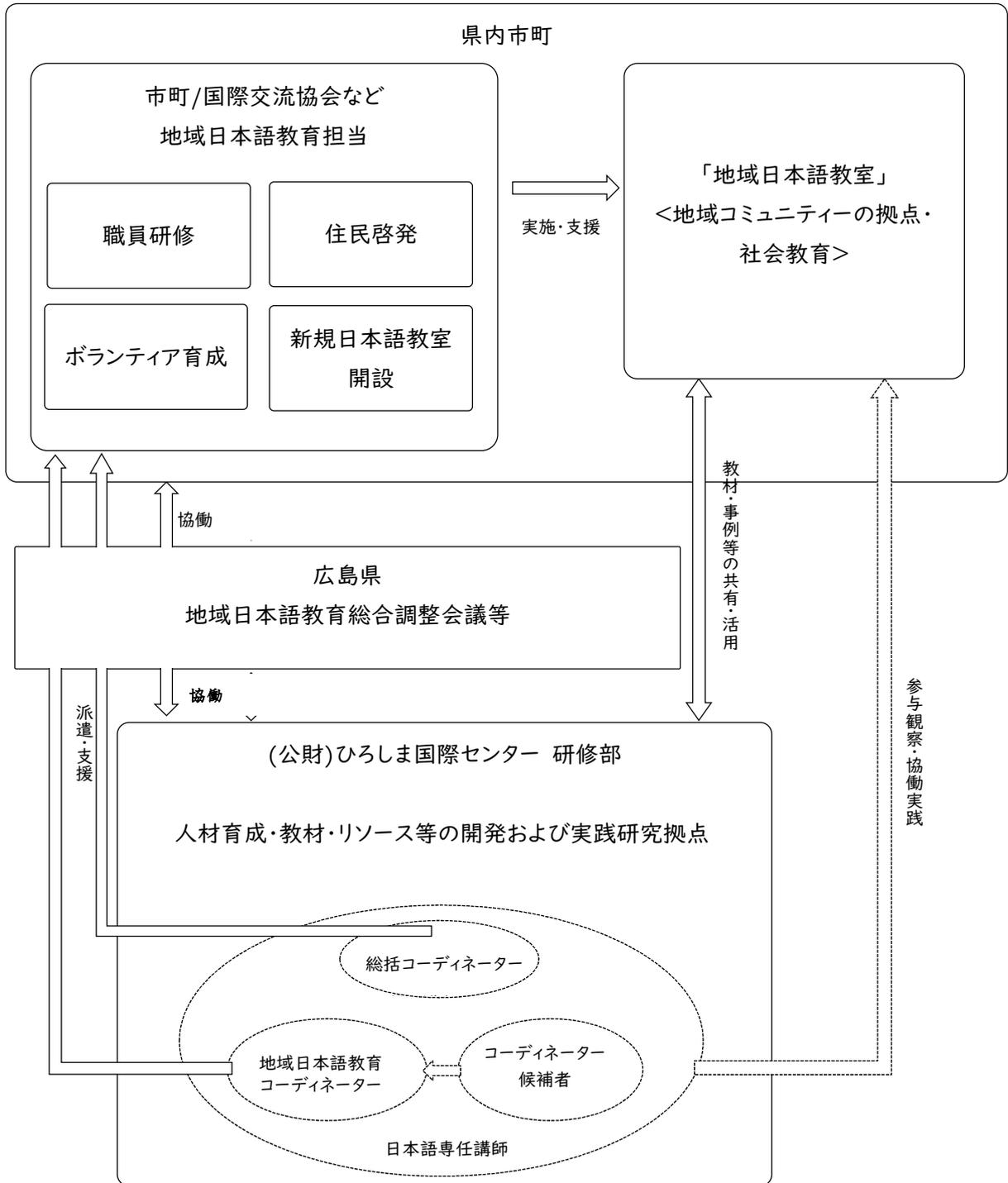
同センター研修部のノウハウ等を活かし、研修部を中核として県内の市町のリソースを有機的に結び付けるとともに、適宜人的や教材等の面で、市町のサポートができるよう体制強化を図りながら、県全体の地域日本語教育のさらなる拡充を図る。

- ① 総括コーディネーターの配置、地域日本語教育コーディネーターの配置及び育成
- ② 県、市町等と協働した、地域日本語教室の運営支援
- ③ 市町の要請に基づく研修の実施や、教室の新規開設に向けた助言等の実施(総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの市町への派遣、教材や事

例等の共有・活用等)

④ 地域日本語教育推進のハブとしてのコーディネーター人数の拡充等の体制強化

【本県の地域日本語教育推進体制】



※参与観察：社会調査の方法の一。調査者自身が調査対象である社会や集団に加わり、長期にわたって生活をともにしながら観察し、資料を収集する方法。文化人類学における異文化社会の研究などに用いられる。

(出典：デジタル大辞泉)

第5 今後の取組

1 県の取組

外国人が、孤立することなく地域社会に参加できる環境を整備するため、国（文部科学省）の「地域日本語教育の総合的な推進体制づくり」補助事業を活用し、県と市町の連携により地域の課題を明らかにしながら、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室の形成に引き続き取り組む。

(1) 総合調整会議の開催

県、国・市町、関連団体、有識者（総括コーディネーター）等から構成される会議を開催する。

- 日本語教育推進法成立後の行政の役割や国・県・市町の役割分担への理解を深め、自治体が行うべき地域日本語教育の在り方、国の施策と連動した今後の取組方針などについて、関係者で共通認識を図る。（5月頃）
- 地域日本語教室や日本語学習支援者研修で実施した内容やヒアリング結果を共有するとともに、翌年度の事業内容について協議し決定する。（1月頃）

(2) 総括コーディネーターの配置

（公財）ひろしま国際センターに在籍する日本語講師を総括コーディネーターとして配置し、研修の実施や、教室の新規開設に向けた市町への助言、地域日本語教育コーディネーターの育成等を実施する。

(3) 地域日本語教育コーディネーターの配置、育成支援

（公財）ひろしま国際センターの日本語講師を、地域日本語教育コーディネーターとして配置し、研修の実施や、教室の新規開設に向けた市町への助言等を実施するとともに、地域日本語教育コーディネーター候補者を、OJT（各種日本語教育プログラムのコースデザイン、カリキュラム、授業内容・使用教材等の作成、授業の実施、報告書の作成など）や地域日本語教室での参与観察、観察結果等に基づく協働実践等により地域日本語教育コーディネーターとして育成する。

(4) 市町等職員研修

総合調整会議構成員を対象として、日本語教育推進法の今後の動向、職員に求められるもの、「やさしい日本語」等、総合調整会議における意見交換や協議内容とも関連付けながらテーマ設定を行い、総合調整会議と併せて開催する（5月頃、1月頃）。

(5) 市町の取組支援

① 目的

外国人が、孤立することなく地域社会に参加できる環境を整備するため、地域日本語教室の空白地域を解消し、日本語を学ぶ場を提供するとともに、地域社会の一員として地域へ参加できるよう、地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室の立ち上げ、既存教室のボランティア支援、地域住民への啓発等を目的とする。

この目的を達成するため、市町への委託事業により、地域課題等の把握・検証、教室運営上のノウハウの蓄積、県内の関係機関等への共有を図りながら地域日本語教室の整備を推進する。

② 実施方法

県内市町へのヒアリング等に基づき、課題等を抽出し、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターと連携して、市町等に次の業務を委託して実施

(委託先) 県内市町及び市町国際交流協会、NPOなど日本語教室の運営団体等

③ 委託業務の概要

名 称	概 要
日本語学習支援者養成研修	地域日本語教室における日本語学習支援者の養成を通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。
地域日本語教育理解研修会の開催	地域日本語教室や、「やさしい日本語」の重要性の理解促進などに向けた研修会等の開催を通じて、行政・住民・NPO等の協働体制整備に向けた、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。
地域日本語教室の開設（新規のみ）	空白地域に地域日本語教室を新たに開催することを通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。

<空白地域の解消に係る目標>

令和12年度までに空白地域7市町11地域の解消を目指す。

(6) オンラインによる地域日本語教室の開設

時間的・物理的に地域日本語教室に通うことができない外国人や、始めて日本語を学習する外国人を主な対象として、オンライン（一部対面）による地域日本語教室を、(公財)ひろしま国際センター、県内の日本語教育機関等と連携して実施する。

また、地域日本語教室に対する外国人のニーズを把握し、市町等と共有・協働することを通じて、市町による空白地域での対面教室の開設に繋げる。

(7) 県内地域日本語教育に係る現状調査・分析

県内の地域日本語教室の現状及び課題を随時把握し、効果的な取組の推進に繋げる。

2 市町の取組

県と(公財)ひろしま国際センターと連携を図りながら、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティ拠点としての地域日本語教室の形成に向けて、引き続き地域の課題を明らかにしながら的確に取り組む。

(1) 新たな地域日本語教室の立ち上げ

(2) 地域日本語教室の立ち上げ・継続のための日本語学習支援者養成研修等の実施

(3) 地域日本語教室や「やさしい日本語」の重要性の理解促進のための、住民等に対する研修の実施

(4) 県等が実施する地域日本語教育に係る研修及びオンライン地域日本語教室への参加

(5) 各市町内の地域日本語教室に関する現状・課題等の把握

3 (公財) ひろしま国際センターの取組

研修部の総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターが中心となって、市町の取組を支援する。

(1) 総括コーディネーターの配置

- ① 地域日本語教育に関する県・市町等との協議、調整
総合調整会議, アクションプラン作成等への参画 等
- ② 地域日本語教室・空白地域解消等に関わる取組支援
日本語ボランティア講座の実施や教室運営に係る助言 等
- ③ 市町職員・住民等に対する啓発活動等の支援
地域日本語教室の役割や「やさしい日本語」研修等の実施 等
- ④ 地域日本語教育に関する教材作成等の実施
- ⑤ 地域日本語教育コーディネーターの育成

(2) 地域日本語教育コーディネーターの配置

- ① 地域日本語教育に関する県・市町等との協議、調整
総合調整会議への参画 等
- ② 地域日本語教室・空白地域解消等に関わる取組支援
日本語ボランティア講座の実施や教室運営に係る助言 等
- ③ 市町職員・住民等に対する啓発活動等の支援
地域日本語教室の役割や「やさしい日本語」研修の実施 等
- ④ 地域日本語教育に関する教材作成等の実施

(3) 地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

- ① 地域日本語教室での参与観察の実施
- ② 参与観察結果に基づいた協働実践の実施

※今後、人材育成を経て、地域日本語教育コーディネーターとして市町支援等や総括コーディネーターの補佐等の業務を行う。